

～「障害者虐待防止法」が施行されました～



法律の目的

「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成24年10月1日に施行されました。

この法律は、障がいのある方の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障がいのある方を養護する人に対する支援措置を講じることなどが定められています。



虐待の相談や通報等

障がいのある方への虐待は、いかなる場合でも、あつてはならないことです。
虐待についての困りごとなどは、最寄りの市役所、町村役場の窓口で受付けておりますのでご相談ください。

なお、次のような虐待を発見したり、虐待を受けた場合には、それぞれの関係機関に通報・届出を行ってください。

◆養護者による虐待

身の回りの世話などを行っている家族や親族、同居人などからの虐待
⇒最寄りの市町村に通報・届出 <市町村が対応>

◆障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所、相談支援事業所の従事者からの虐待
⇒最寄りの市町村に通報・届出
<市町村又は道の総合振興局・振興局が対応>

◆使用者による虐待

障がいのある方を雇用する事業主、工場長、労務管理者などからの虐待
⇒最寄りの市町村又は道の障がい者権利擁護センターに通報・届出
<北海道労働局が対応>

虐待の種類

障がい者に対する虐待は、次の5種類に分類されます。

身体的虐待

身体に外傷が生じたり、生じるおそれのある暴行を加えること、
又は正当な理由なく身体を拘束すること

性的虐待

性的暴力を行ったり、性的行為をさせること

心理的虐待

著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別言動、
その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

放棄・放任

衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、同居人・施設
等利用者・他の労働者による上記①から③の行為を放置すること

経済的虐待

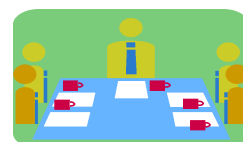
本人の同意なしに財産や年金、賃金を使うこと、また、本人に
理由なく金銭を与えないこと



障害者支援施設等の設置者や使用者の責務

障害者支援施設等の設置者や障がいのある方を雇用する事業主は、虐待を防止するため、次の措置を講じることが必要です。

- 1 障害者支援施設等従事者や労働者に対する研修の実施
- 2 障がいのある方や家族からの苦情処理体制の整備



北海道障がい者権利擁護センターの設置

道では、本庁内に北海道障がい者権利擁護センターを設置し、使用者による虐待の通報や届出の受理のほか、市町村が行う虐待防止対策への支援、予約制による医師や弁護士による定期的専門相談などを行っています。
センターの連絡先は次のとおりです。

でんわ
電話 011-231-8617



※ 受付は、平日の8:45から17:30までですが、休日・夜間は留守番電話での対応となります。

北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-231-4111 (内線 25-723、25-727)